

第96回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 次 第

日 時：令和4年2月10日（木）15時00分～
場 所：県庁12階 大会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

香川県の現状

【1/13～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
2月9日現在	2月8日現在	2月9日現在	2月8日現在
2356人	2403人	2323人	2266人

2月 累積新規感染者数		1月 累積新規感染者数
2月9日現在	2月8日現在	
3121人	2752人	4086人

指 標		2月9日現在	2月8日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	40.2% <入院患者106人/病床264床>	40.9% <入院患者108人/病床264床>
	② // (重症確保病床使用率)	10.0% <重症者数3人/病床30床>	6.7% <重症者数2人/病床30床>
	③療養者数(対人口10万人)	10万人当たり 294.1人 <2795人[入院140人、宿泊療養等2655人]>	10万人当たり 287.0人 <2727人[入院135人、宿泊療養等2592人]>
感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 247.9人 <直近1週間(2/3~2/9) 2356人>	10万人当たり 252.9人 <直近1週間(2/2~2/8) 2403人>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

香川県の感染者の状況等 (R3.12.27~R4.2.8発生分) n=6841人

○性別

男	3442人	50%
女	3399人	50%
計	6841人	100%

○年代

10歳未満	1003人	15%
10歳代	1050人	15%
20歳代	1162人	17%
30歳代	980人	14%
40歳代	1044人	15%
50歳代	549人	8%
60歳代	426人	6%
70歳代	303人	4%
80歳代	207人	3%
90歳以上	117人	2%
計	6841人	100%

○居住地

高松市	3117人	46%	東讃管内	562人	(8%)
中讃管内	2404人	(35%)	さぬき市	275人	4%
丸亀市	1019人	15%	東かがわ市	132人	2%
坂出市	529人	8%	三木町	138人	2%
善通寺市	240人	4%	直島町	17人	0%
宇多津町	256人	4%	西讃管内	581人	(8%)
綾川町	59人	1%	観音寺市	239人	3%
琴平町	59人	1%	三豊市	342人	5%
多度津町	176人	3%	小豆管内	128人	(2%)
まんのう町	66人	1%	土庄町	85人	1%
			小豆島町	43人	1%
			県外	49人	1%
			国外	0人	0%
			計	6841人	100%

ワクチンの追加接種の状況

○追加接種（3回目接種）の接種率：6.4%（全国平均 7.2%）

※2月8日（火）時点

※ワクチン接種記録システム（VRS）による

PCR等無料検査の状況

【1/31（月）～2/6（日）】

○検査回数 2,981回（PCR等検査 1,536回、抗原定性検査 1,445回）

○検査結果 陰性 2,935人、陽性 46人

知事から「まん延防止等重点措置」の延長に伴う 県民の皆さまへのお願い

全国的に、感染力が非常に強いオミクロン株が猛威を振るう中、香川県においても感染が急拡大し、医療提供体制への影響が懸念されたため、1月21日から2月13日までの間、まん延防止等重点措置が適用され、現在、県下全域を措置区域として感染防止対策の強化を図っているところです。

しかしながら、全国と同様に、香川県においても依然として感染拡大が続いており、2月2日には、416人と過去最多を大幅に超える新規感染者が発生し、高松市や中讃地域を中心に県内全域で、家庭だけではなく職場や学校などにおいても感染が広がっています。

感染の中心は若年層ですが、高齢者や基礎疾患のある方々へ感染が徐々に広がっており、それにより感染者の重症化が進むと、保健所の負担がさらに大きくなるとともに、医療提供体制がひっ迫し、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、医療従事者が不足する事態となるなど、通常医療や救急医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

介護施設や保育所等においてクラスターが発生していることや、病床についても、確保病床使用率が40%超となるなどの事態を踏まれば、現時点において、今月13日までのまん延防止等重点措置を解除して対策を緩める状況にはなく、期間を延長して、引き続き、飲食店の営業時間短縮要請により、人流の抑制を図るとともに、家族・親族間の感染を通じた高齢層への広がりを可能な限り抑えることを強く呼びかける必要があると考え、2月8日、国に対し、まん延防止等重点措置を延長するよう要請しました。

県民の皆さまには、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、飲食は、なるべく少人数で黙食を基本としていただき、会話をする際にはマスクの着用を徹底していただくとともに、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底をお願いいたします。

また、お子様への感染防止策の徹底に加え、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方については、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取り組みをお願いいたします。

事業者の皆さまには、業種別ガイドラインの遵守の徹底や、事業継続計画の再確認、策定、テレワーク等の活用などについて、改めてお願いするとともに、特に、飲食事業者の皆さまには、長期間、これまで以上にご負担をおかけすることになりますが、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、ワクチンの追加接種（3回目）について、武田/モデルナ社ワクチンは供給も多く、ファイザー社と同様に、発症や重症化を予防する効果が確認されているところですので、希望される方は早めに予約、接種をお願いいたします。

まん延防止等重点措置の延長については、本日開催される政府対策本部において決定されることとなっており、本県における危機的な状況を一刻も早く食い止め、感染の拡大を極力抑えるとともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年2月10日

香川県知事 浜田 恵造

感染拡大防止対策期（1月13日～3月6日）

資料2 - 2

令和4年2月10日改訂

香川県

まん延防止等重点措置

<期間>

令和4（2022）年1月21日（金）

～

令和4（2022）年3月6日（日）

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市町を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項等により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

※特措法第31条の6

まん延防止等重点措置に係る措置区域の県民・事業者への感染防止の協力要請等

※第24条第9項

県民・事業者への感染防止の協力要請等

措置区域

香川県全域

期間

令和4年1月21日(金)～3月6日(日)

●県民への協力要請①【法第24条第9項】

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスク（不織布マスクを推奨）の着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底するよう協力要請
 - 【別添1】（省略）：人の接触を8割減らす10のポイント
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
 - 【別添2】（省略）：新しい生活様式（生活スタイル）の実践例
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
 - 【別添3】（省略）：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう協力要請
（対象者全員検査を受けた場合を除く）
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
 - 【別添4】（省略）：業種別ガイドライン

- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
【別添5】（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- 感染リスク高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う
【別添6】（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫
（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

●県民への要請【法第31条の6第2項】

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請

●県外から本県に来県される皆様への働きかけ

- 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添4】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添7】（省略）：今後における適切な感染防止策
【別添8】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添9】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 事業所に関する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組みを行うよう協力要請
- 職場に出勤する場合、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを強力に推進するよう協力要請
- クラスタ発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

●事業者への協力要請②【法第24条第9項】

香川県全域

- ・ 県民生活・県内経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう協力要請
- ・ 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力要請
- ・ 飲食店における同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※ 認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した会食は除く

●事業者への要請【法第31条の6第1項】

香川県全域

- ・ 飲食店に対し、営業時間の短縮を要請
- ・ 飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないよう要請
- ・ 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施するよう要請
（※）「入場をする者の整理等」、「入場をする者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」、など

飲食店への営業時間短縮の第10次要請 ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

- 1 実施期間(要請期間)** 令和4年2月14日(月) 午前0時 ～ 3月6日(日) 午後12時
- 2 対象区域(8市9町)** 香川県内全域
- 3 根拠** 特措法第31条の6第1項、第24条第9項
- 4 対象** 対象区域(香川県内)において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗
 ✓ 小売りを営業主体とする場合や宅配・テイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
要請の内容	✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請		
	✓ 営業時間は、午前5時から 午後9時まで に限る	✓ 営業時間は、午前5時から 午後8時まで に限る	✓ 営業時間は、午前5時から 午後8時まで に限る
	✓ 『酒類の提供』は 午後8時まで	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を 行わない 』よう要請	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を 行わない 』よう要請
	→ 『認証店』については、上記の何れかを継続して選択することを可能とする		—
	✓ 同一グループの同一テーブルでの 5人以上の会食を避ける よう協力要請 (認証店 のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く)		

飲食店を営営されている皆様には、10度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。8

香川県営業時間短縮協力金（第10次） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

※**第10次要請の全期間を通して**、営業時間短縮等にご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります。
 （深夜営業をされている店舗について、2月14日（月）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。）
 ※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
 ※『認証店』については、時短営業の内容を選択制としており、要請期間を通じてどちらか一方に固定した協力金をお支払いします。

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
時短営業の内容	営業時間・午前5時から午後9時まで 酒類提供・午後8時まで	営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む）	営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む）
協力金の内容	※通常の営業時間が午前5時から 午後9時 までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から 午後8時 までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から 午後8時 までの時間帯内の場合は、対象となりません。
	<中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて		
	2.5万円～7.5万円 ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下 →一律 2万5千円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が8万3,333円超 →1日当たりの売上高× 0.3 （上限 7万5千円 ／日）	3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律 3万円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高× 0.4 （上限 10万円 ／日）	3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律 3万円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高× 0.4 （上限 10万円 ／日）
	<大企業> ※中小企業においてもこの方式を選択可		
前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日又は前年度若しくは前々年度1日当たり売上高× 0.3 のいずれか低い額	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日	

※申請受付要項は、3月下旬に公表します。
 ※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

香川県営業時間短縮協力金（第10次）～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第10次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、3月下旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も令和4年2月14日（月）から3月6日（日）までの間、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける、要請対象の飲食店の皆様へ、協力金の一部を早期にお支払いする制度を設けます。（大企業は対象となりません。）

香川県内の飲食店 定額 15万円（5日分） （認証店が午後9時までの時短を選択する場合、6日分）

- ### 申請対象
- ※以下の全てを満たす方が対象です。
- ✓ 2月14日～3月6日の時短等要請に全面的にご協力いただける事業者
 - ✓ 第1次～第8次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
 - ✓ 第10次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
 - ✓ 売上高方式で申請すること（売上高減少額方式は選択できません）

早期一部支払い制度の概要

【イメージ】	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	本申請受付
時短要請	4/7～4/20	4/28～5/11	5/12～5/31	6/1～6/14	8/7～8/19	8/20～9/12	8/27～9/12	9/13～9/30	1/21～2/13 1/25～2/13 2/ 1～2/13	2/14～3/6	
【対象】 高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	13日間	24日間		18日間	24日間	21日間 5(6)日分	
【対象】 高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間			17日間	18日間	「7市6町」24日間 「2町」20日間 「1町」13日間	21日間 5(6)日分	

「第1次～第8次」のいずれかの営業時間短縮協力金の受給実績あり

↑
早期支払い分

※早期一部支払いの詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、3月上旬に公表します。
 ※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、早期支払い分は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

政令で定めるまん延を防止するために必要な措置を実施する対象施設

種類	対象施設例（※その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるもの）
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等
運動施設 及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等
物品販売業 を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く [※] ）
サービス業 を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く [※] ）

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療等

● イベント等の開催【法第24条第9項】

香川県全域

- ・ イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請
【別添10】（省略）：イベント等の開催に係る留意事項

● 県有施設等における対応

香川県全域

- ・ 適切な感染防止策の徹底を図り、開館・開園する。
- ・ 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の貸館予約（※）については、新規分の受付を停止する。
※ 栗林公園、県立ミュージアム
- ・ 対策期間における県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施する。

●県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、在宅勤務の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減や、時差出勤等による接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、特措法第24条第9項に基づき、協力要請を行うもの。

1. 県民への協力要請

- 基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底する。
- 家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いをを行う。
- 子どもの感染防止策を徹底すること、高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす。

2. 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等への協力要請

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所する。
- 医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛する。
- 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるが、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。
 - ・ マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。
 - ・ 一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげること。

3. 高齢者施設等への協力要請

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。
- 面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討し、通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底する。

4. 事業者への協力要請

- 業務継続の観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定する。

まん延防止等重点措置の対応状況等について

1. まん延防止等重点措置の対応状況

(1) 飲食店への営業時間短縮等の要請を踏まえた巡回の実施状況（特措法第31条の6第1項）

1月21日（金）から2月8日（火）までの巡回店舗数等

・ 昼間：感染対策の実施状況の確認	延べ巡回人数： <u>120人</u>
	延べ巡回店舗数： <u>1,778店</u>
・ 夜間：時短営業の実施状況の把握	延べ巡回人数： <u>68人</u>
	延べ巡回店舗数： <u>4,497店</u>

(2) 時短要請に応じていないと見受けられる飲食店への対応（特措法第31条の6第3項）

・ 実地調査により営業実態の確認を行った店舗数	<u>38店</u>
	（2月8日（火）現在）

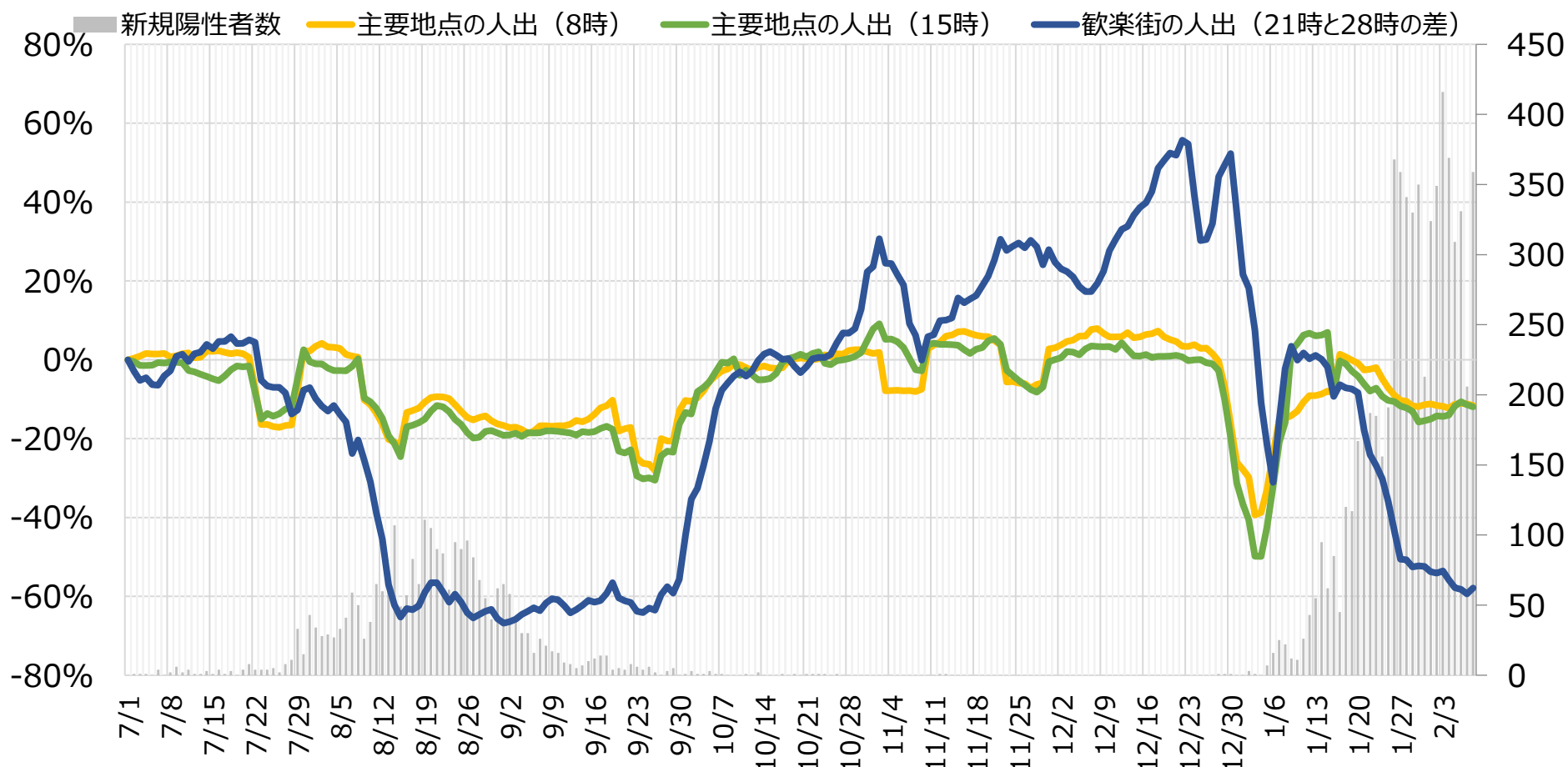
2. 飲食店の営業時間短縮協力金コールセンターの問い合わせの状況

1月21日（金）から2月8日（火）までの問い合わせ件数 783件

3. 人流のデータ

次ページ参照

香川県の主要地点、歓楽街の人出（7月1日比、2月9日時点）



直近の対7月1日比増減率（ 2月8日 ）	8時	-12%	15時	-12%	21時	-58%
----------------------	----	------	-----	------	-----	------

※グラフは、7月1日時点の人流の後方7日間移動平均（6月25日～7月1日の平均値）に対する、各日の後方7日間移動平均の増減率

（主要地点：高松駅、歓楽街：香川瓦町）

モバイル空間統計® データ提供元：(株)NTTドコモ、(株)ドコモ・インサイトマーケティング ※「モバイル空間統計®」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

提供：内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

※ 適用期間のみ延長し、その他の項目に変更はありません。

令和 4 年 2 月 1 0 日

イベント等の開催に係る留意事項について
(イベントに関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間

令和 4 年 1 月 2 1 日 (金) から同年 3 月 6 日 (日) までの間

※ 令和 4 年 1 月 2 0 日 (木) までにチケットが販売されたイベントについては、同日までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、適用期間以降、開催制限を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(できるだけ 2 m、最低 1 m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

※ 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
なお、「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外である。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から 1 年間保管することとする。

ただし、上記 2 の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント (大声なし)を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000 人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。

4 感染防止安全計画の策定・提出

(1) 対象

大声なしの5,000人超のイベント

(2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は20,000人とする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

なお、安全計画策定イベントにおいて、対象者全員検査を実施する場合には、人数上限を収容定員までとする。

(3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

5 留意事項

別添10：イベント等の開催に係る留意事項

省略

別紙1：チェックリスト

省略

別紙2：感染防止安全計画

省略

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

省略

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年1月25日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その3)」(令和4年1月25日付け事務連絡)



令和4年2月10日
部署名：交流推進部観光振興課
総務・誘客推進グループ
担当者：仲川、長尾
連絡先：ダイヤルイン 087-832-3361
087-831-1111（内線 3513）

「新うどん県泊まってかがわ割」の助成停止期間の延長について

本県における「まん延防止等重点措置」適用の延長に伴い、令和4年3月6日（日）までに出発する旅行について、助成の適用停止を延長します。

1 助成停止について

○対象者：香川県、徳島県、愛媛県、兵庫県、岡山県の在住者

○停止内容：令和4年3月6日（日）までに出発する旅行について、助成の適用を停止

*香川県、徳島県、愛媛県の在住者については、令和4年2月13日（日）までに出発する旅行について、既に助成を停止しています。

*兵庫県、岡山県の在住者については、令和4年2月20日（月）までに出発する旅行について、既に助成を停止しています。

2 キャンセル料について

キャンセル料の補填は行いません。

3 その他

新規予約については、当面の間、受付を停止しています。

4 問合せ先

【新うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0017 高松市番町1丁目6-6（甲南アセット番町ビル3F）

営業時間：10：00～17：00

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>



学校における対応について

2月14日～3月6日の間、下記のとおり対応し、引き続き、学校における感染拡大防止の徹底を図るよう、県立学校長に通知する。

また、市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼する。

1 感染症対策について

- 感染拡大防止に向け、「学校における感染症予防対策ガイドライン」、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ること。
- オミクロン株による学校に関連した感染拡大も懸念されることから、健康観察を徹底すること。
- 本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校や出勤を控えるよう周知徹底し、出席停止扱いとする等、柔軟な対応をとること。
- 児童生徒及び教職員が感染者となった場合、濃厚接触者の特定にあたっては、必要な情報提供など、保健所に協力するとともに、行政検査の対象とならない児童生徒及び教職員に対しPCR検査を実施する学校感染対策検査実施事業の活用を図ること。
- 各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」のうち、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」、音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」、体育における「児童生徒が密集する運動」などを原則実施しないこと。

2 部活動について

【実施の可否】

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	× ※
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	×
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

※大会等への参加が決まっている部活動に限り、平日2時間、休業日3時間以内の活動を可とし、それ以外は活動を行わないこととする。

3 特別活動等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、原則として実施しないこと。
- 宿泊を伴わない活動は、感染状況等を勘案のうえ、実施の可否を慎重に判断すること。実施にあたっては、感染症対策を徹底すること。
- 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団学習は、宿泊・日帰りともに受入れを行わない。

香川県の現状

【1/13～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
2月9日現在	2月8日現在	2月9日現在	2月8日現在
2356人	2403人	2323人	2266人

2月 累積新規感染者数		1月 累積新規感染者数
2月9日現在	2月8日現在	
3121人	2752人	4086人

指 標		2月9日現在	2月8日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	40.2% <入院患者106人/病床264床>	40.9% <入院患者108人/病床264床>
	② // (重症確保病床使用率)	10.0% <重症者数3人/病床30床>	6.7% <重症者数2人/病床30床>
	③療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 294.1人 <2795人 [入院140人、宿泊療養等2655人]>	10万人当たり 287.0人 <2727人 [入院135人、宿泊療養等2592人]>
感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 247.9人 <直近1週間(2/3~2/9) 2356人>	10万人当たり 252.9人 <直近1週間(2/2~2/8) 2403人>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

香川県の感染者の状況等 (R3.12.27~R4.2.8発生分) n=6841人

○性別

男	3442人	50%
女	3399人	50%
計	6841人	100%

○年代

10歳未満	1003人	15%
10歳代	1050人	15%
20歳代	1162人	17%
30歳代	980人	14%
40歳代	1044人	15%
50歳代	549人	8%
60歳代	426人	6%
70歳代	303人	4%
80歳代	207人	3%
90歳以上	117人	2%
計	6841人	100%

○居住地

高松市	3117人	46%	東讃管内	562人	(8%)
中讃管内	2404人	(35%)	さぬき市	275人	4%
丸亀市	1019人	15%	東かがわ市	132人	2%
坂出市	529人	8%	三木町	138人	2%
善通寺市	240人	4%	直島町	17人	0%
宇多津町	256人	4%	西讃管内	581人	(8%)
綾川町	59人	1%	観音寺市	239人	3%
琴平町	59人	1%	三豊市	342人	5%
多度津町	176人	3%	小豆管内	128人	(2%)
まんのう町	66人	1%	土庄町	85人	1%
			小豆島町	43人	1%
			県外	49人	1%
			国外	0人	0%
			計	6841人	100%

まん延防止等

重点措置

1月21日(金)～3月6日(日)

1. 県民への協力要請

- 基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底する。
- 家庭内においても室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行う。
- 子どもの感染防止策を徹底すること、高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす。

2. 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等への協力要請

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所する。
- 医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛する。
- 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるが、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。
 - ・ マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。
 - ・ 一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげること。

3. 高齢者施設等への協力要請

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。
- 面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討し、通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底する。

4. 事業者への協力要請

- 業務継続の観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定する。